賃金控除に関する協定書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「会社」という。）と、＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「従業員代表」という。）は、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、賃金の控除に関し、次のとおり協定する。

第1条（控除する日と項目）

会社は、毎月＿＿日、賃金を支払う際に、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- ＿＿＿＿＿＿＿＿
- ＿＿＿＿＿＿＿＿
- ＿＿＿＿＿＿＿＿
- ＿＿＿＿＿＿＿＿

第2条（有効期間）

この協定は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から有効とし、いずれかの当事者が＿＿日前までに文書で破棄を通告しない限り効力を有する。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

会社　＿＿＿＿＿＿＿＿　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

従業員代表　職名・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

このサイトの例です。条文と労働局の協定書の例が定めている事項だけを並べています。日付・日数・時刻は会社で決めて書き入れます。